

プレス工業健康保険組合
組合規約の一部改訂について

標記の件、規約第45条及び第46条を下記の通り変更しましたので公示します。

記

- 改訂内容
子ども子育て支援法等の一部を改正する法律の実施に伴う規約の変更及び関連規約の整備
- 施行期日
2026年4月1日より
- 規約新旧対照表

| 新 | 旧 | 備考 |
|--|--|---|
| <p>第1条～第43条（略） (保険料・調整保険料及び子ども子育て支援金の負担割合)</p> <p>第44条（略） <u>2. 子ども子育て支援金の1. 4/2. 3は事業主、0. 9/2. 3は被保険者において負担する。</u></p> <p>(介護保険料の負担割合) 第45条（略）</p> <p>(特定被保険者の保険料額) 第46条 この組合において、介護保険第2号被保険者たる被保険者以外の介護保険法施行法第11条に規定する者を除く被保険者(介護保険第2号被保険者たる被保険者たる被扶養者がある者に限る。)に関する保険料額は一般保険料額等と介護保険料額との合算額とする。</p> <p>(予備費の費途) 第49条（略）</p> <p><u>2. 介護勘定のうち、予備費を充てることができる費途は次の各号に掲げるものとする。</u> (1) 介護納付金 (2) 還付金 (3) 雑支出</p> <p><u>3. 子ども勘定のうち、予備費を充てることができる費途は次の各号に掲げるものとする。</u> (1) 子ども子育て支援納付金 (2) 還付金 (3) 雑支出</p> <p>(準備金の保有方法) 第50条（略）</p> | <p>第1条～第43条（略） (保険料及び調整保険料の負担割合)</p> <p>第44条 一般保険料額及び調整保険料額の48/85は事業主、37/85は被保険者において負担する。</p> <p>(介護保険料の負担割合) 第45条 介護保険料の10. 5/16は事業主、5. 5/16は被保険者において負担する。</p> <p>(特定被保険者の保険料額) 第46条 この組合において、介護保険第2号被保険者たる被保険者以外の介護保険法施行法第11条に規定する者を除く被保険者(介護保険第2号被保険者たる被保険者たる被扶養者がある者に限る。)に関する保険料額は一般保険料額と介護保険料額との合算額とする。</p> <p>(予備費の費途) 第49条 予備費を充てることができる費途は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 保険給付費 (2) 納付金 (3) 保健事業費 (4) 還付金 (5) 財政調整事業拠出金</p> <p>(準備金の保有方法) 第50条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。 ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。 (1) 郵便貯金 (2) 臨時金利調整法(昭和22年法律第181号)第1条第1項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託(運用方法を特定するものを除く。) (3) (略) ・ ・ ・ (12) (略)</p> | <p>(追加)</p> <p>(新設)</p> <p>(追加)</p> <p>(整備追加)</p> <p>(新設)</p> |
| <p>2 (略)</p> <p><u>3. 子ども子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。</u></p> <p>附 則</p> <p>(施行期日) <u>この規約は、令和8年4月1日より施行する。</u></p> | <p>2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。</p> | <p>(新設)</p> <p>(追加)</p> |